

## 八百津町観光協会公式Instagramフォトコンテスト実施要領

### 1 目的

八百津町観光協会公式Instagram (@yaotsu.kankou) で写真投稿型のフォトコンテストを実施することで、画像による八百津町の魅力を対外的に発信する。

### 2 実施方法

- (1) 応募期間 令和6年5月1日(水)～令和6年9月30日(月)
- (2) 応募テーマ **見て、撮って、町を巡る。**
- (3) 応募方法 **八百津町観光協会公式アカウントをフォローし、応募指定ハッシュタグ『#やおつフォトコン2024』と撮影場所を記載する。**  
**ジュニア部門(18歳以下)に応募の方は『#やおつフォトコン2024』に加え『#ジュニア部門』のハッシュタグを付けてください。**

#### (4) 応募要件

- ・応募するアカウントが公開設定になっていること
- ・作品は、令和5年10月1日以降(今年の応募期間以降)に八百津町内で撮影したもの
- ・被写体に人物が含まれる場合は、本人の了承を得ること
- ・作品は、応募者本人が撮影した未発表の作品であること
- ・**お一人様、何点でも応募可能。ただし、1投稿につき1点ずつ投稿すること**
- ・**写真と併せて【撮影場所】【伝えたい思い・おすすめポイントなどの文章】を投稿すること**
- ・Instagramのメッセージ機能が使えること(受賞者には、ダイレクトメッセージにより連絡を行う)

#### (5) その他

応募者のInstagramアカウントやその他のSNSでの投稿内容やそれに関わるトラブルに関して、主催者は一切責任を負わない。

### 3 注意事項

- (1) 投稿写真の撮影にあたっては、第三者の肖像権、著作権その他の諸権利を侵害することのないように周知する。第三者と紛争が生じた際は、応募者自身の責任と費用負担によって解決することとする。
- (2) 投稿写真は、応募者本人が撮影し、すべての著作権を有しているものに限る。他者の作品の投稿は無効とする。
- (3) 次の内容にあてはまる投稿は禁止する。また、主催者が次の内容にあてはまると判断した場合は、審査対象外とする。

- ・第三者の著作権、肖像権その他の諸権利を侵害するものや、公序良俗に反するもの
- ・立入禁止、撮影禁止場所で撮影したもの
- ・営利を目的とした情報提供、広告宣伝もしくは勧誘行為にあたるもの
- ・個人、企業、団体などを中傷したり、プライバシーを侵害するもの
- ・他の個人、企業、団体等になりすましたもの
- ・本コンテストの適正な運営を妨げるもの
- ・インスタグラムの利用規約・法令に違反するもの
- ・その他運営者が不適切と判断するもの

(4) 応募方法はインスタグラムからのご応募に限るものとし、持ち込みや郵送などによる応募は受け付けない。

(5) ご応募に伴い発生した一切の費用は、応募者が負担する。

(6) 応募後の取り消しや作品の差し替えなどの変更、作品の返却は受け付けない。

**(7) ジュニア部門(18歳以下)に応募の方は保護者の同意を得たうえでご応募ください。**

(8) 応募作品の著作権は応募者本人に帰属します。応募の時点で主催者が認めた第三者が二次利用(雑誌やHP掲載等)することを無償で永続的に承諾したものとします。

(9) 応募された作品は、八百津町観光協会と八百津町がHPやSNS、雑誌、新聞、ポスター、チラシ、イベント等で永続的に使用することに同意したものとします。

(10) 必要に応じて、応募作品にトリミング等の加工を施して利用する場合がある。

#### 4 表彰

・グランプリ	・	・八百津町特産品	3万円相当	1名
・ネイチャー大賞	・	・	1万円相当	1名(自然・風景)
・スナップ大賞	・	・	1万円相当	1名(人物・日常)
・アクティブ大賞	・	・	1万円相当	1名(スポーツ・趣味)
・ジュニア大賞	・	・	1万円相当	1名
・入賞	・	・	3千円相当	10名

#### 5 審査の方法

当実行委員会による厳選な審査により選定をする。

#### 6 結果発表

令和6年10月下旬に八百津町観光協会ホームページ等で発表をする。

**令和6年11月の八百津町産業文化祭で表彰式及び作品の紹介をする予定**

※入賞作品は八百津町ファミリーセンターで展示される他、八百津町広報誌に掲載予定

※入賞者の氏名と住所(都道府県または市町村まで)は、展示、HP等の入賞作品発表時に掲載します。受賞の連絡はダイレクトメッセージをご確認いただき、連絡を受けてから7日以内にご返信ください。

※アカウントが非公開になっている方は応募ができませんので、ご注意ください。